

議第 2 3 号

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年呉市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第 4 条 法第 7 条ただし書の規定に基づき、水道事業等及び下水道事業を通じて上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）<u>1 人を置く。</u></p> <p>2 法第 1 4 条の規定に基づき、<u>管理者の権限に属する</u>事務を処理させるため、上下水道局及び附属機関を置く。</p> <p>3 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第 4 条 法第 7 条ただし書の規定に基づき、水道事業等及び下水道事業に<u>管理者を置かないものとする。</u></p> <p>2 法第 1 4 条の規定に基づき、<u>管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）<u>の</u>事務を処理させるため、上下水道局及び附属機関を置く。</p> <p>3 略</p>

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(呉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)
- 呉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 2 9 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市の機関 次に掲げるものをいう。 ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関若し</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市の機関 次に掲げるものをいう。 ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関若し</p>

くは <u>上下水道事業管理者</u> 又はこれらに置かれる機関 イ 略 (3) ～(10) 略	くは <u>上下水道事業の管理者の権限を行う市長</u> 又はこれらに置かれる機関 イ 略 (3) ～(10) 略
--	---

(呉市情報公開条例の一部改正)

- 3 呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、<u>公営企業管理者</u>、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2) ・ (3) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、<u>(公営企業の管理者の権限を行う場合を含む。)</u>、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2) ・ (3) 略</p>

(呉市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

- 4 呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第3条 実施機関（市長、<u>公営企業管理者</u>、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び財産区（呉市財産区管理会条例（平成17年呉市条例第50号）第2条第1項に規定する財産区をいう。）をいう。以下同じ。）は、保有個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルを使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第3条 実施機関（市長、<u>(公営企業の管理者の権限を行う場合を含む。)</u>、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び財産区（呉市財産区管理会条例（平成17年呉市条例第50号）第2条第1項に規定する財産区をいう。）をいう。以下同じ。）は、保有個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルを使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。</p>

(呉市行政手続条例の一部改正)

- 5 呉市行政手続条例（平成10年呉市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 市の機関 地方自治法第2編第7章の執行機関として市に置かれる各機関若しくは地方公営企業法第7条の規定により<u>市に置かれる</u>公営企業の管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 市の機関 地方自治法第2編第7章の執行機関として市に置かれる各機関若しくは地方公営企業法第8条第2項の規定により公営企業の管理者の<u>権限を行う市長</u>若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p>

(呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

- 6 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年呉市条例第82号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第2条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、市長、<u>上下水道事業管理者</u>又は教育委員会（以下「市長等」という。）が指定する期間内に、次に掲げる書類を添えて、市長等に当該申請をしなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第2条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、市長、<u>（公営企業の管理者の権限を行う場合を含む。）</u>又は教育委員会（以下「市長等」という。）が指定する期間内に、次に掲げる書類を添えて、市長等に当該申請をしなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(呉市職員定数条例の一部改正)

- 7 呉市職員定数条例（昭和24年呉市条例第70号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で

示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 この条例で職員とは、市長、<u>上下水道事業管理者</u>、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会（学校その他の教育機関を含む。次条において同じ。）及び公平委員会の事務部局に常時勤務する一般職の職員（臨時的に任用される者を除く。）をいう。</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>上下水道事業管理者</u>の事務部局の職員 195人</p> <p>(3) ～(8) 略</p>	<p>第1条 この条例で職員とは、市長、<u>上下水道事業</u>、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会（学校その他の教育機関を含む。次条において同じ。）及び公平委員会の事務部局に常時勤務する一般職の職員（臨時的に任用される者を除く。）をいう。</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>上下水道事業</u>の事務部局の職員 195人</p> <p>(3) ～(8) 略</p>

（呉市の公務員倫理に関する条例の一部改正）

8 呉市の公務員倫理に関する条例（平成18年呉市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市長等 市長、副市長、<u>企業管理者</u>及び教育長をいう。</p> <p>(2) ～(7) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市長等 市長、<u>（公営企業の管理者の権限を行う場合を含む。）</u>、副市長及び教育長をいう。</p> <p>(2) ～(7) 略</p>

（呉市特別職員給料給与条例の一部改正）

9 呉市特別職員給料給与条例（昭和24年呉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 次に掲げる職員（以下「特別職員」という。）に対して支給すべき給料については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(1) ・(2) 略</p>	<p>第1条 次に掲げる職員（以下「特別職員」という。）に対して支給すべき給料については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(1) ・(2) 略</p>

<p>(3) 企業管理者</p> <p>(4) 略</p> <p>第2条 特別職員の給料月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 企業管理者 740,000円</p> <p>(4) 略</p>	<p>(3) 略</p> <p>第2条 特別職員の給料月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 略</p>
---	--

(呉市旅費条例の一部改正)

10 呉市旅費条例（昭和26年呉市条例第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前							改正後								
別表（第8条，第9条，第9条の2，第10条，第11条，第12条，第14条，第15条関係）							別表（第8条，第9条，第9条の2，第10条，第11条，第12条，第14条，第15条関係）								
等級	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当 (泊料 1日 につき)	宿泊料 (泊料 1日 につき)	等級	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当 (泊料 1日 につき)	宿泊料 (泊料 1日 につき)
1等	市長，副市長， <u>企業管理者</u> ，教育長	旅客運賃，普通急行料金又は特別急行料金，特別車両料金	旅客運賃及び特別料金	実費	実費	300円	1400円	1等	市長，副市長， <u>教育長</u>	旅客運賃，普通急行料金又は特別急行料金，特別車両料金	旅客運賃及び特別料金	実費	実費	300円	1400円
2等	その他の職員	及び座席指定料金。ただし，特別急行料金は特別急行列車を	別料金			略		2等	その他の職員	及び座席指定料金。ただし，特別急行料金は特別急行列車を	別料金			略	

<p>運行する線路で片道100キロメートル以上の場合に支給し、普通急行料金は片道50キロメートル未満、特別車両料金及び座席指定料金は片道100キロメートル未満の場合には支給しない。</p>	<p>運行する線路で片道100キロメートル以上の場合に支給し、普通急行料金は片道50キロメートル未満、特別車両料金及び座席指定料金は片道100キロメートル未満の場合には支給しない。</p>
備考 略	備考 略

(呉市特別職員退職手当支給条例の一部改正)

1 1 呉市特別職員退職手当支給条例（昭和33年呉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び第3項の規定に基づき、市長、副市長、<u>企業管理者</u>及び教育長（以下「特別職員」という。）の退職手当に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の支給及び額)</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び第3項の規定に基づき、市長、副市長及び教育長（以下「特別職員」という。）の退職手当に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の支給及び額)</p>
<p>第2条 略 2 退職手当の額は、特別職員の退職又は任</p>	<p>第2条 略 2 退職手当の額は、特別職員の退職又は任</p>

<p>期の満了（以下「退職等」という。）の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる特別職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) <u>企業管理者 100分の28</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>期の満了（以下「退職等」という。）の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる特別職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p>
--	--

（呉市職員退職手当支給条例の一部改正）

1 2 呉市職員退職手当支給条例（昭和38年呉市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の3 第4条第1項及び第5条第1項の規定に該当する者（11年以上勤続し法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職したものであつて、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、その退職後、引き続き本市の副市長、<u>企業管理者</u>又は教育長に就任する者にあつては、この限りでない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;">略</div>	<p>（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の3 第4条第1項及び第5条第1項の規定に該当する者（11年以上勤続し法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職したものであつて、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、その退職後、引き続き本市の副市長又は教育長に就任する者にあつては、この限りでない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;">略</div>

（呉市私債権の管理に関する条例の一部改正）

1 3 呉市私債権の管理に関する条例（平成25年呉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で

示すように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 <u>この条例において、「市長等」とは、市長及び公営企業管理者をいう。</u>	
(市長等の責務)	(市長の責務)
第4条 <u>市長等</u> は、法令及び条例等の規定に基づき、適正かつ効率的な私債権の管理を行わなければならない。	第4条 <u>市長</u> (<u>公営企業の管理者の権限を行う場合を含む。以下同じ。</u>)は、法令及び条例等の規定に基づき、適正かつ効率的な私債権の管理を行わなければならない。
(台帳の整備)	(台帳の整備)
第5条 <u>市長等</u> は、私債権を適正に管理するため、次に掲げる事項を記載した台帳を整備しなければならない。	第5条 <u>市長</u> は、私債権を適正に管理するため、次に掲げる事項を記載した台帳を整備しなければならない。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(督促、強制執行等)	(督促、強制執行等)
第6条 <u>市長等</u> は、私債権について、法令の定めるところにより、その督促、強制執行その他の当該私債権に係る保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。	第6条 <u>市長</u> は、私債権について、法令の定めるところにより、その督促、強制執行その他の当該私債権に係る保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
(徴収停止又は履行期限の延長)	(徴収停止又は履行期限の延長)
第7条 <u>市長等</u> は、私債権について、法令の定めるところにより、その徴収停止又は履行期限の延長をすることができる。	第7条 <u>市長</u> は、私債権について、法令の定めるところにより、その徴収停止又は履行期限の延長をすることができる。
(放棄)	(放棄)
第8条 <u>市長等</u> は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該私債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。	第8条 <u>市長</u> は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該私債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(報告)	(報告)
第9条 <u>市長等</u> は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。	第9条 <u>市長</u> は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。
(委任)	(委任)
第10条 この条例に定めるもののほか、こ	第10条 この条例に定めるもののほか、こ

の条例の施行に関し必要な事項は、市長等が規則等で定める。

の条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則等で定める。

(呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

1 4 呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年呉市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(管理職手当) 第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職について、その特殊性に基づき <u>管理者</u> が指定するものについて支給する。	(管理職手当) 第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職について、その特殊性に基づき <u>管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u> が指定するものについて支給する。

(呉市水道事業給水条例の一部改正)

1 5 呉市水道事業給水条例（昭和35年呉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給水装置の定義) 第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために <u>呉市上下水道事業管理者</u> （以下「管理者」という。）が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。	(給水装置の定義) 第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために <u>呉市水道事業の管理者の権限を行う呉市長</u> （以下「管理者」という。）が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(呉市工業用水道事業給水条例の一部改正)

1 6 呉市工業用水道事業給水条例（昭和37年呉市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給水の対象) 第4条 工業用水の供給は、1給水先当たりの基本使用水量が、1日3,000立方メートル以上の者に対して行う。ただし、 <u>呉市上下水道事業管理者</u> （以下「管理者」という。）が承認した場合は、この限りでな	(給水の対象) 第4条 工業用水の供給は、1給水先当たりの基本使用水量が、1日3,000立方メートル以上の者に対して行う。ただし、 <u>呉市工業用水道事業の管理者の権限を行う呉市長</u> （以下「管理者」という。）が承認し

い。	た場合は、この限りでない。
----	---------------

(呉市下水道条例の一部改正)

17 呉市下水道条例（昭和37年呉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置義務者の代理人)</p> <p>第2条の2 排水設備の設置義務者（公共下水道にあつては法第10条第1項の規定により、集落排水処理施設にあつては第19条の規定により、排水設備を設置しなければならない者をいう。以下同じ。）に該当する者が市内に居住しないときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため市内に居住する代理人を選定し、<u>上下水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）に届け出なければならない。ただし、呉市水道事業給水条例（昭和35年呉市条例第10号）第20条の規定による代理人が兼任するときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p>	<p>(設置義務者の代理人)</p> <p>第2条の2 排水設備の設置義務者（公共下水道にあつては法第10条第1項の規定により、集落排水処理施設にあつては第19条の規定により、排水設備を設置しなければならない者をいう。以下同じ。）に該当する者が市内に居住しないときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため市内に居住する代理人を選定し、<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）に届け出なければならない。ただし、呉市水道事業給水条例（昭和35年呉市条例第10号）第20条の規定による代理人が兼任するときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p>

(呉市下水道事業の受益者に係る負担金及び分担金に関する条例の一部改正)

18 呉市下水道事業の受益者に係る負担金及び分担金に関する条例（昭和49年呉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(総則)</p> <p>第1条 <u>上下水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく受益者</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく</p>

<p>分担金（以下「分担金」という。）を、集落排水処理施設に係る下水道事業（以下「集排事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、同条の規定に基づく受益者分担金（以下「集排分担金」という。）をそれぞれ徴収するものとする。</p>	<p>く受益者分担金（以下「分担金」という。）を、集落排水処理施設に係る下水道事業（以下「集排事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、同条の規定に基づく受益者分担金（以下「集排分担金」という。）をそれぞれ徴収するものとする。</p>
--	--

（旧呉市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正）

19 呉市水洗便所改造資金貸付条例を廃止する条例（平成24年呉市条例第11号）付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧呉市水洗便所改造資金貸付条例（昭和44年呉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（貸付条件の変更）</p> <p>第8条 <u>上下水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）は、資金の貸付けを受けた者が災害その他やむを得ない理由により資金を償還することが著しく困難であると認めるときは、貸付条件を変更することができる。</p>	<p>（貸付条件の変更）</p> <p>第8条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）は、資金の貸付けを受けた者が災害その他やむを得ない理由により資金を償還することが著しく困難であると認めるときは、貸付条件を変更することができる。</p>

（経過措置）

20 この条例の施行の日前に本則並びに付則第2項から第6項まで、第8項及び第13項から第19項までの規定による改正前の当該各条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、本則及びこれらの項の規定による改正後の当該各条例の相当規定によってしたものとみなす。

（提案理由）

水道事業等及び下水道事業に管理者を置かず、市長が管理者の権限を行うための所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。